

ICT機器活用による介護事業所の負担軽減支援事業について

(1) ICT機器活用による介護事業所の負担軽減支援事業とは

概要

○ 居宅サービス事業所における介護職員の負担軽減を図り、離職率低下や職場環境の改善等、介護人材の定着に資するICT機器の導入に必要な経費の一部を補助します。

補助対象

補助対象	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護業務支援システムの導入のために必要なソフトウェア等の購入費、リース料、保守料、工事費、通信運搬費 ○ 介護業務支援システムの導入支援に係る講習やセミナー等の受講料 ○ システムの導入に当たって、最低限必要な備品等の購入費
必須機能	<ul style="list-style-type: none"> ○ 提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況等を記録できる機能 ○ 記録した情報等を事業所内で共有できる機能 ○ 事業所外で記録できる機能
対象サービス	訪問介護
補助額	1事業所につき、補助基準額上限 100万円(補助率3/4) ※1法人につき1事業所まで

注意点

- ・ 消費税は補助対象外です。
- ・ 機器の購入、リース契約、セミナー等の受講は補助内示後に行ってください(内示前における購入等の費用は補助対象外となります。)

(2) 補助手続き等について

補助手続きの流れ

※時期が前後することがあります

日時	事項	内容
10月29日(月)	補助対象事業所公募	募集開始
12月3日(月)		応募申請書等の提出締切
12月下旬	申請内容の確認	書類確認
1月下旬		対象事業所の決定(補助内示)
3月上旬	補助金手続き	補助金の交付申請
3月下旬		補助金の交付決定
4月10日(水)まで		実績報告書の提出
5月下旬	補助金交付	補助金の交付

提出書類

- ・ 介護業務支援システム導入計画書
- ・ 積算調書(都より様式提示)
- ・ 対象機器の見積書 等

募集数

100 事業所